

議 事 録

令和6年3月5日

山 鹿 市 農 業 委 員 会

令和6年第4回山鹿市農業委員会総会議事録

令和6年3月5日(火) 13時21分から15時10分

山鹿市鹿央市民センター 文化ホール

1. 本日の出席農業委員は、次のとおりである。

1 番 稲葉 和弘	2 番 志方 精之	3 番 前田 幸博	4 番 脇山 康二
5 番 平本 和幸	6 番 島田 博道	7 番 多久 正光	8 番 廣松 久喜
9 番 森 喜代輝	10 番 長曾我部 徹	11 番 田中 春雄	12 番 菊川 房継
13 番 隈部 誠一	14 番 坂本 照子		

2. 総会への欠席委員は次のとおりである。

0名

3. 説明のために出席した職員は、次のとおりである。

事務局長：一法師 進 局長補佐兼農地調整係長：廣田 浩之

農政係長：富田 和貴 農政係専門員：芳川 由紀 農地調整係主任主事：北原 薫

4. 議事参与が制限された委員数は、次のとおりである。

0名

5. 議題

議案第18号	農地法第3条の規定による許可の取消
議案第19号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請
議案第20号	農地法第3条の規定による農地等の使用収益兼設定許可申請
議案第21号	農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請
議案第22号	農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請
議案第23号	農地利用集積等促進計画案について
議案第24号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）
議案第25号	農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転
報告第3号	農地法第3条の3の規定による届出

1 開 会

○事務局長（一法師進君）

ご起立願います。「礼」ご着席ください。

-----○-----

○事務局長（一法師進君）

本日の総会には、委員 14 人全員の出席となり、在任委員の過半数に達しておりますので、総会が成立しますことをご報告申し上げます。

それでは、会長にご挨拶いただき、引き続き議事の進行をお願いします。

2 挨拶

○議長（坂本照子君）

（挨拶）

ただ今から、令和 6 年第 4 回総会を開会致します。

-----○-----

3 議事録署名委員の指名

○議長（坂本照子君）

これより議事に入ります。まず日程第 1 の議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、山鹿市農業委員会会議規則第 22 条第 2 項の規定により、議長において、5 番 平本委員、6 番 島田委員を指名いたします。

4 議 事

○議長（坂本照子君）

次に、日程第 2 の議案審議にはいります。

議案第 18 号「農地法第 3 条の規定による許可の取消」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の 1 ページをお願いいたします。議案第 18 号、「農地法第 3 条の規定による許可の取り消し」です。

提案番号 2 番 当初の許可内容は、令和 5 年 9 月 5 日付所有権移転です。

譲り渡し人は、所有する農地でミカンを栽培していましたが、高齢となったことから、農地を自身が設立した法人に移転し、事業継承を行う目的での申請でした。しかし、法人がすべての事業を継承する予定であったところ、法人の 2 名いる従業員のうち 1 名が個人として独立し、法人と分割して継承することに変更されました。

本案件では、法人に所有権移転をする許可を受けた農地のうち、個人への所有権移転に変更する農地について許可を取り消すもので、15 筆 21,460 m²が対象です。

地目が山林となっているものがありますが、これは、地目が田、畑以外でも、現況で耕作されている場合は農地として取り扱う、農地法の現況主義によるものです。

なお、取り消しを受けた農地の所有権移転の許可申請は、次回以降の農業委員会総会に提出される予定です。

以上です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(「質疑なし」の声あり。)

○議長 (坂本照子君)

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第18号は、原案のとおり許可を取り消すことに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

○議長 (坂本照子君)

全員賛成でございますので、議案第18号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第19号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局 (北原薫君)

議案書の3ページをお願いいたします。議案第19号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請」です。

提案番号30番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、提案番号31番との交換によるものです。なお、交換する農地の面積が不均衡ではありますが、譲受人、譲渡人ともに了解しています。

調査書は1ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計14筆16,302㎡を耕作しており、農機具はトラクター、田植機を所有しています。農作業に従事する者は1名で年間150日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書4ページをお願いします。

提案番号31番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、提案番号30番との交換によるものです。

調査書は2ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計33筆29,974㎡を耕作しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機を所有しています。農作業に従事する者は2名で年間350日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書5ページをお願いします。

提案番号32番申請地及び申請人は記載の通りです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は3ページをご覧ください。譲受人は、主にミカン、ブドウの生産及び販売を行う農地所有適格法人で、田畑計9筆12,352㎡を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、フォークリフト等を所有しています。農作業に従事する者は4名で年間300日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 6 ページをお願いします。

提案番号 33 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書は 4 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 24 筆 24,034 m²を耕作しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機等を所有しています。農作業に従事する者は 3 名で年間 210 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 8 ページをお願いします。

提案番号 34 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 5 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 12 筆 15,968 m²を耕作しており、農機具はトラクター、管理機を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 240 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 9 ページをお願いします。

提案番号 35 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書は 6 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 24 筆 42,182 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 260 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 10 ページをお願いします。

提案番号 36 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 7 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 9 筆 11,303 m²を耕作しており、農機具はトラクター、コンバイン、田植機を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 300 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 11 ページをお願いします。

提案番号 37 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 8 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 6 筆 6,302 m²を耕作しており、農機具はトラクター、草刈機を所有しています。農作業に従事する者は 1 名で年間 150 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 13 ページをお願いします。

提案番号 38 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は 9 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 11 筆 9,844 m²を耕作しており、農機具はトラクター、耕運機を所有しています。農作業に従事する者は 3 名で年間 300 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 14 ページをお願いします。

提案番号 39 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、隣接地取得によるものです。

調査書は 10 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 21 筆 28,434 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しています。農作業に従事する者は 4 名で年間 300 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 15 ページをお願いします。

提案番号 40 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は 11 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 29 筆 42,761 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 250 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 17 ページをお願いします。

提案番号 41 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は 12 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 6 筆 7,085 m²を耕作しており、農機具は軽トラック、草刈機、チェーンソーを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 240 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 18 ページをお願いします。

提案番号 42 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人世帯の経営する養豚場の周辺であることから、耕作便利によるものです。

調査書は 13 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 14 筆 8,339 m²を耕作しており、農機具は刈払機、軽トラック、動噴を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 320 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 19 ページをお願いします。

提案番号 43 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、贈与によるものです。

調査書は 14 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 9 筆 7,969 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 200 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 20 ページをお願いします。

提案番号 44 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は 15 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 9 筆 9,123 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 190 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 21 ページをお願いします。

提案番号 45 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の自宅周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は 16 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 11 筆 10,669 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機を所有しています。農作業に従事する者は 3 名で年間 200 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

議案書 22 ページをお願いします。

提案番号 46 番申請地及び申請人は記載のとおりです。譲受理由は、譲受人の所有農地周辺であることから耕作便利によるものです。

調査書は 17 ページをご覧ください。譲受人は個人で、田畑計 12 筆 13,691 m²を耕作しており、農機具はトラクター、田植機、コンバインを所有しています。農作業に従事する者は 2 名で年間 250 日従事しています。地域に調和した営農を行う予定です。

以上 17 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 30 番と 31 番について「北部地区担当委員」

11 番（田中春雄君）

提案番号 30 番と 31 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 32 番から 38 番について「南部地区担当委員」

6 番（島田博道君）

提案番号 32 番から 38 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 39 番から 46 番について「東部地区担当委員」

12 番（菊川房継君）

提案番号 39 番から 46 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

13 番（隈部誠一君）

譲受人の耕作面積が議案書と調査書に記載してある数字が違っている（39、42、44 番）。どちらが正しいものか。

○事務局（北原薫君）

議案書作成時の入力誤りによるものです。調査書のほうが正しい数字となっています。訂正します。失礼いたしました。

○議長（坂本照子君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第 19 号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 19 号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第 20 号「農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書 23 ページをお願いします。議案第 20 号、「農地法第 3 条の規定による農地等の使用収益権設定許可申請」です。

提案番号 2 番、申請地及び申請人は記載のとおりです。借受理由は、借り受け人の自宅周辺であることから、耕作便利で、10 年の賃貸借権設定です。

調査書は 18 ページをご覧ください。借り受け人は、田畑合計 19 筆、17,604 m²を耕作しており、農機具はトラクター、モア、管理機を所有しています。農作業に従事する者は 2 名で、年間 150 日従事しています。地域と調和した営農をする予定です。

以上 1 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 2 番について「東部地区担当委員」

7 番（多久正光君）

提案番号2番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。議案第20号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第20号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第21号「農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の24ページをお願いします。議案第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号2番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑692㎡農作業小屋に転用する案件です。

なお、申請地は、転用者が相続する以前の昭和40年頃から農作業小屋として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため追認での許可となります。

調査書をお願いします。20ページに現地の状況写真、21ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、22ページの立地基準をご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり10ha未満の農地であるため、2種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、23ページの一般基準をご覧ください。すでに転用事業が行われているため、新たな投資は必要ないこと、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、1件です。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号4番について「北部地区担当委員」

11番（田中春雄君）

提案番号2番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりで問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第21号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第21号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第22号「農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（北原薫君）

議案書の25ページをお願いします。議案第22号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請です。

提案番号8番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の田373㎡を取得し、転用者が営む土木建築業の資材置場として転用する案件です。なお、申請地は、許可を受けたのちに工事に着手すべきところを、昨年12月頃から工事を行っていたため、始末書の提出がなされています。

調査書をお願いします。24ページに現地の状況写真、25ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、26ページの立地基準をご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり10ha未満の農地であるため、2種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、27ページの一般基準をご覧ください。転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事

業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の26ページをお願いします。

提案番号9番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑2筆計498.32㎡を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。

調査書をお願いします。28ページに現地の状況写真、29ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、30ページの立地基準をご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり10ha未満の農地であるため、2種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、31ページの一般基準をご覧ください。転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の27ページをお願いします。

提案番号10番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。

転用者は個人で、申請地の畑2筆計223㎡を取得し、提案番号9番で計画した自宅に隣接して、転用者が従事する土木業のための資材置場に転用する案件です。

調査書をお願いします。32ページに現地の状況写真、33ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、34ページの立地基準をご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がり10ha未満の農地であるため、2種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、35ページの一般基準をご覧ください。転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書28ページをお願いします。

提案番号11番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は土木建築業を営む法人で、申請地の畑743㎡を取得し、資材置場に転用する案件です。なお、転用者は山鹿市周辺で工事を受注することが増えたため、現場近くに拠点を確保するため申請がなされました。

調査書をお願いします。36ページに現地の状況写真、37ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、38ページの立地基準をご覧ください。申請地は、都市計画法で定める用途地域内に

ある農地であるため、3種農地です。

続いて、39ページの一般基準をご覧ください。転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書 29 ページ及び 30 ページをお願いします。

提案番号 12 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は運送業を営む法人で、申請地の田 6 筆計 7329 m²を取得し、流通倉庫及びトラック駐車場に転用する案件です。なお、本案件は転用面積が 3000 m²を超えるため、21 日に行われる熊本県農業会議常設審議委員会に諮問し、最終的な許可の決定をします。この総会では、山鹿市農業委員会として許可相当であるかそうでないかの意見を決定します。

調査書をお願いします。40 ページに現地の状況写真、41 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、42 ページの立地基準をご覧ください。申請地は、周辺の農地の広がりがある農地であるため、1種農地です。転用目的が、国道または県道の沿線に設置される流通関連施設の設置であるため、例外として転用が認められています。また、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、43 ページの一般基準をご覧ください。転用事業を実施するための資金を自己資金及び融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書 31 ページをお願いします。

提案番号 13 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 3 筆計 299.69 m²を取得し、一般個人住宅に転用する案件です。

調査書をお願いします。44 ページに現地の状況写真、45 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、46 ページの立地基準をご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっておらず、周辺の農地の広がりがある農地であるため、2種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、47 ページの一般基準をご覧ください。転用事業を実施するための資金を融資で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 32 ページをお願いします。

提案番号 14 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は自動車整備工場を営む個人で、申請地の畑 359 m²を取得し、駐車場及び廃車置き場

に転用する案件です。

なお、申請地は転用者が家業を引き継ぐ以前から所有者との申し合わせの元、駐車場及び廃車置き場として利用されており、その経緯について始末書の提出があるため、追認での許可となります。

調査書をお願いします。48 ページに現地の状況写真、49 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、50 ページの立地基準をご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっており、周辺の農地の広がりがあるため、2 種農地です。なお、申請地に代わって事業を実施できる候補地がないことを確認しています。

続いて、51 ページの一般基準をご覧ください。転用地を購入するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、すでに転用事業が実施済みであること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

次に、議案書の 33 ページをお願いします。

提案番号 15 番、土地の所在、申請人、転用目的、農地区分は、議案書記載のとおりです。転用者は個人で、申請地の畑 155 m²に賃貸借権を設定し、隣接する宅地で開業する介護施設の敷地を拡張して従業員用駐車場として転用する案件です。

調査書をお願いします。52 ページに現地の状況写真、53 ページに土地利用計画図を掲載しております。

次に、54 ページの立地基準をご覧ください。申請地は、周辺の農地の広がりがあるため、1 種農地です。転用目的が、既存の施設の元の面積の 2 分の 1 以内の規模の拡張であることから、例外として転用が認められています。なお、申請地以外の土地で事業を実施できないことを確認しています。

続いて、55 ページの一般基準をご覧ください。転用事業を実施するための資金を自己資金で確保し、その証明があること、転用行為の妨げとなる権利を有する者は存在しないこと、事業の実施期間が明確であること。また、申請面積を必要とする計画がなされていること、周辺の農地等への支障がないことなどを確認しています。

本案件は、それぞれの基準を満たしており、総合的に見て、許可相当と判断しております。

以上、8 件です。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。ただ今の説明に関しまして、地区担当委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

提案番号 8 番について「北部地区担当委員」

11 番（田中春雄君）

提案番号 8 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 9 番から 13 番について「南部地区担当委員」

2 番（志方精之君）

提案番号 9 番から 13 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

提案番号 14 番と 15 番について「東部地区担当委員」

5 番（平本和幸君）

提案番号 14 番と 15 番は、現地調査を行った結果、事務局の説明とおりであり、問題はありませんでした。ご審議の程よろしくお願いします。

○議長（坂本照子君）

ありがとうございました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

7 番（多久正光君）

提案番号 12 番について、非常に広い土地の転用になるが、農振除外済みであるということか。

○事務局（北原薫君）

こちらは農振農用地区域内にある農地でしたが、昨年 9 月 1 日付けで除外の決定がなされた農地になります。

7 番（多久正光君）

この地域は圃場整備がなされているのではないと思うが整備後何年か経過したら転用可能ということになるのか。

○事務局（北原薫君）

一般的には圃場整備など農業用の公共投資がなされた場合、事業完了後から 8 年間は当初の用途で使用しなければならないとされています。なお、今回の申請地は土地改良事業の対象区域外となっています。

7 番（多久正光君）

広い面積の農地が転用されるということで、ほかに代替地はないとのことだったが、このような優良農地ではなく、山林などを開発したらどうなのかと思い質問しました。

13 番（隈部誠一君）

よく農振除外ができたかと思うが、農振除外は 5 年に 1 度の全体見直しでの除外か。

○事務局（北原薫君）

個別の転用計画による見直しで除外しています。

13 番（隈部誠一君）

県道沿いの物流施設ということであれば転用許可が下りることになるのか。

○事務局（北原薫君）

第1種農地の不許可の例外として、流通関連の事業施設は転用が可能となっています。

13 番（隈部誠一君）

国道沿い、県道沿いの優良農地が転用されていくのはもったいないと思う。

1 番（稲葉和弘君）

今回の総会の前に農振審議会のほうですでに（農振除外・転用について）良いと言ってあるのではないかな。

13 番（隈部誠一君）

農振協議会の段階で止めないといけなかったことではないのか。

○事務局（廣田浩之君）

農振除外を伴う農地転用許可については農振審議会に諮った内容を県と協議して県の同意を得たうえで農振除外を行っています。農振除外を行う要件の一つに転用許可の見込みがあることも含まれており、農振除外された段階で転用許可についても許可相当であることがほぼ判断されていると考えます。よって農振除外の決定がされた農地についての転用許可申請については、許可を出さざるを得ないような流れになっているものと考えています。

○議長（坂本照子君）

ほかにございませんか。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第22号は、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

賛成多数（賛成13 反対1）でございますので、議案第21号は、原案のとおり許可することに決定しました。

次に、議案第23号「農地利用集積等促進計画案について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 34 ページをお開き下さい。

議案第 23 号、農地中間管理事業の推進による農用地利用集積等促進計画によるものです。

これまでは、農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が定める農用地利用集積計画により利用権の設定を行ってきましたが、農業経営基盤強化促進法の改正により、本年 4 月 1 日からは農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき中間管理機構が定める農用地利用集積等促進計画により利用権の設定を行う事となりました。

しかし、農業経営基盤強化促進法の改正については、地域計画が作成されるまでは旧法の適用が認められる経過措置が取られているため、現在も新規契約については、農用地利用集積計画による利用権の設定を行っているところです。

ただし、今回の議案につきましては、所有者と中間管理機構との契約を既に農用地利用集積計画に基づき承認を受けており、その残期間における耕作者を農地の集約を目的として変更する再配分であり、農用地利用集積等促進計画として意見を求められているものです。

今回の利用権設定は、新規設定 10 件、その面積は 7,028 m²です。

提案番号 1 番から提案番号 4 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・麦・大豆を作付け予定です。

別紙 1 調査書、56 ページをお願いします。調査内容としまして、借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 305,324 m²の農地に、水稻・麦・大豆を耕作されております。

議案書 34 ページをお願いします。

提案番号 5 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・大豆、麦を作付け予定です。

別紙 1 調査書、57 ページをお願いします。調査内容としまして、借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 202,285 m²の農地に、水稻・大豆・麦を耕作されております

議案書 35 ページをお願いします。

提案番号 6 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・麦・WCS 用稲を作付け予定です。

別紙 1 調査書、58 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 34,413 m²の農地に、水稻・麦・WCS 用稲を耕作されております。

議案書 35 ページをお願いします。

提案番号 7 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、WCS 用稲・小麦を作付け予定です。

別紙 1 調査書、59 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 3,531 m²の農地に、WCS 用稲・小麦・大豆を耕作されております。

議案書 35 ページをお願いします。

提案番号 8 番から提案番号 9 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。

利用内容は、水稻・WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、60 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 17,949 m²の農地に、水稻・WCS・イタリアンを耕作されております。

本日提案しております提案番号 1 番から 9 番までの議案につきましては、農用地利用集積等促進計画に適合しております。

以上です。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 23 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 23 号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第 24 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転（中間管理機構）」を議題とします。それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 36 ページをお願いします。

議案第 24 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転、中間管理機構です。中間管理事業に係る農用地利用集積計画によるものです。

今回の利用権設定は、新規設定が 89 件でその面積は、104,709 m²でございます。

提案番号 58 番から 43 ページの提案番号 77 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・甘藷・WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、61 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 13,285 m²の農地に、水稻・甘藷・WCS を耕作されております。

議案書 43 ページをお願いします。

提案番号 78 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、62 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 11,688 m²の農地に、水稻・WCS を耕作されております。

議案書 43 ページをお願いします。

提案番号 79 番から議案書 44 ページの提案番号 82 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・麦・大豆を作付け予定です。

別紙 1 調査書、63 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 100,382 m²の農地に、水稻・麦・大豆を耕作されております。

議案書 44 ページをお願いします。

提案番号 83 番から議案書 45 ページの提案番号 88 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・WCS を作付け予定です。

別紙 1 調査書、64 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 481,225 m²の農地に、水稻・WCS 等を耕作されております

議案書 45 ページをお願いします。

提案番号 89 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・麦を作付け予定です。

別紙 1 調査書、65 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 154,300 m²の農地に、水稻・麦・WCS を耕作されております。

議案書 46 ページをお願いします。

提案番号 90 番から議案書 47 ページの提案番号 91 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・麦・大豆を作付け予定です。

別紙 1 調査書、66 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、耕作面積 305,827 m²の農地に、水稻・麦・大豆を耕作されております。

議案書 47 ページをお願いします。

提案番号 92 番から提案番号 93 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・WCS・麦を作付け予定です。

別紙 1 調査書、67 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は意欲ある農家で、耕作面積 80,840 m²の農地に、水稻・WCS・麦を耕作されております。

議案書 47 ページをお願いします。

提案番号 94 番の申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書、68 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 11,627 m²の農地に、水稻を耕作されております。

議案書 47 ページをお願いします。

提案番号 95 番から議案書 48 ページの提案番号 97 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻・西瓜・白菜を作付け予定です。

別紙 1 調査書、69 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 10,442 m²の農地に、水稻・西瓜・白菜を耕作されております。

議案書 48 ページをお願いします。

提案番号 98 番から議案書 49 ページの提案番号 99 番までの申請地、申請人、契約内容は議案書記載のとおりです。利用内容は、甘藷の苗を作付け予定です。

別紙 1 調査書、70 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、植木町の山本で畑 3 筆・耕作面積 5,706 m²の農地に、水稻・野菜苗などを耕作されております。

本日提案しております提案番号 58 番から 99 番までの議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法に係る山鹿市基本構想に適合しております。

以上でございます。

○議長（坂本照子君）

事務局からの説明が終わりました。これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 24 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

賛成多数でございますので、議案第 24 号は、原案のとおり決定することに決定しました。

次に、議案第 25 号「農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転」を議題とします。

それでは、事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（芳川由紀君）

議案書 50 ページをお開き下さい。

議案第 25 号、農業経営基盤強化促進法の規定による利用権設定・移転です。今回の利用権設定は、新規設定が 15 件でその面積は、20,108 m²です。

提案番号 21 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙 1 調査書、71 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農

家で、耕作面積 10,009 m²の農地に、水稻を耕作されております。

議案書 50 ページをお願いします。

提案番号 22 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、栗を作付け予定です。

別紙1 調査書、72 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 15,751 m²の農地に、栗を耕作されております。

議案書 50 ページをお願いします。

提案番号 23 番から 51 ページの提案番号 25 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、栗を作付け予定です。

別紙1 調査書、73 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は一般法人で、栗を耕作される予定です。

年間農作業従事日数は、120 日です。農地等を適正利用していない場合の契約解除条件が契約書に記載されています。他の農業者との適正な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと認められています。

業務執行役員のうち 1 人以上の者が農業に常時従事すると認められています。

議案書 51 ページをお願いします。

提案番号 26 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、スイカを作付け予定です。

別紙1 調査書、74 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 46,024 m²の農地に、水稻・西瓜を耕作されております。

議案書 51 ページをお願いします。

提案番号 27 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、75 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 40,365 m²の農地に、水稻・西瓜を耕作されております。

議案書 51 ページをお願いします。

提案番号 28 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、76 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 12,986 m²の農地に、水稻・西瓜を耕作されております。

議案書 51 ページをお願いします。

提案番号 29 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、水稻を作付け予定です。

別紙1 調査書、77 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は意欲ある農家で、耕作面積 25,419 m²の農地に、水稻・西瓜を耕作されております。

議案書 52 ページをお願いします。

提案番号 30 番から提案番号 31 番までの申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、飼料作物を作付け予定です。

別紙 1 調査書、78 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、農地所有適格法人で、耕作面積 220,189 m²の農地に、飼料作物を耕作されております。

議案書 52 ページをお願いします。

提案番号 32 番の申請地、申請人、契約内容は、議案書記載のとおりです。利用内容は、イチゴを作付け予定です。

別紙 1 調査書、79 ページをお願いします。調査内容としましては、借受人は、意欲ある農家で、耕作面積 5,029 m²の農地に、イチゴを耕作されております。

提案番号 21 番から 32 番までの全ての議案につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条による農用地利用集積計画の要件を満たしております。

以上です。

○議長（坂本照子君）

ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

4 番（脇山康二君）

提案番号 21 番の借人の方は 81 歳と高齢だが、高齢であっても意欲ある農家ということで 10 年という長期間の利用権を設定できるのか。年齢制限のようなものはないのか。

○事務局長（一法師進君）

年齢制限はございません。契約期間についても 10 年はもちろん、農地法上は最長 50 年まで認められております。

○議長（坂本照子君）

他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。それでは、お諮りいたします。

議案第 25 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手の数を確認する。）

○議長（坂本照子君）

全員賛成でございますので、議案第 25 号は、原案のとおり決定いたしました。

5 報 告

○議長（坂本照子君）

次に、報告事項に入ります。

報告第3号「農地法第3条の3の規定による届出」について事務局から説明をお願いします。

○事務局（廣田浩之君）

議案書の53 ページをお開き下さい。

報告第3号、農地法第3条の3の規定による届出、農地の相続届出について報告いたします。

令和6年1月に届出がありました件数は17件、筆数の合計は107筆、面積の合計は101,544㎡でございます。詳細につきましては、54ページから55ページに記載のとおりでございます。

以上になります。

○議長（坂本照子君）

事務局の説明が終わりました。質問等ある方は挙手願います。

（「質問なし」の声あり。）

○議長（坂本照子君）

よろしいですか。質問等ないようですので、報告第3号は終わります。

以上で、本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。

これをもちまして「令和6年第4回総会」を閉会いたします。

6 閉 会

○副会長（隈部誠一君）

ご起立願います。これをもちまして閉会いたします。「礼」ご着席ください。

以上のとおり、総会の議事内容を記載し、相違ないことを証するためここに山鹿市農業委員会会議規則第22条第2項の規定によりここに署名する。

山鹿市農業委員会会長

坂本照子

5 番 農業委員

平本和幸

6 番 農業委員

島田博道